

鎌倉市告示第 97 号

鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例の一部を改正する条例付則第 2 項で定める区域について

鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例の一部を改正する条例付則第 2 項で定める区域は次のように定めます。

令和 2 年（2020 年）6 月 29 日

鎌倉市長 松尾 崇

材木座六丁目から坂ノ下に至る区域に接する海岸



腰越二丁目及び腰越三丁目の区域に接する海岸

